

お知らせ

株式会社 エネコム
〒730-0051 広島市中区大手町二丁目11番10号

2026年3月18日

一般映像伝送サービスおよびデジタル映像伝送サービス 提供終了のお知らせ

平素は当社のサービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

当社では、2026年3月31日をもって、一般映像伝送サービスおよびデジタル映像伝送サービスの提供を終了させていただくことになりました。

つきましては、下記のとおり契約約款を改定いたします。変更点は次頁に記載しておりますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

今後も一層のサービス向上に努めて参りますので、引き続き変わらぬご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

- 提供終了サービス名称
 - ・ 一般映像伝送サービス
 - ・ デジタル映像伝送サービス
- 改定対象契約約款名称
専用サービス契約約款
- 新契約約款の適用開始日
2026年4月1日
- 契約約款の変更箇所
次頁をご確認ください。
- 契約約款
<https://www.enecom.co.jp/business/enewings/support/yakkan.html>

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

ソリューション事業本部 ソリューション営業部

お問合せフォーム <https://www.enecom.co.jp/enewings-contact/>

TEL : 050-8201-1425 受付時間 9:00~17:00 ※

※土日祝日、12月29日~1月3日および5月1日を除きます。

専用サービス契約約款 新旧対照表

※表中の赤文字部が変更・追記箇所

該当箇所	旧契約約款表記	新契約約款表記	内容
表紙	専用サービス契約約款 2025年12月	専用サービス契約約款 2026年4月	変更:日付の変更。
目次 第60条	第60条 契約の種別 14	第60条 削除 14	削除:一般映像 伝送サービス提 供終了による目 次および契約の 種別の削除。
本文 P14	(契約の種別) 第60条 短期専用契約は、一般映像伝送サービスの端末回線のみ によるものに限り締結します。	第60条 削除	
料金表 目次 P40	第6 その他の専用サービスに関する専用料 57 映像伝送サービス 57 1 適用 57 2 料金額 59 (1) 一般映像伝送サービスに関するもの 59 ア 基本回線専用料 59 イ 加算額 60 (2) 〈省略〉 (3) デジタル映像伝送サービスに関するもの 62 ア 基本回線専用料 62 イ 加算額 62 (4)~(5) 〈省略〉	第6 その他の専用サービスに関する専用料 57 映像伝送サービス 57 1 適用 57 2 料金額 59 (1) 削除 59 ア 削除 59 イ 削除 60 (2) 〈省略〉 (3) 削除 62 (4)~(5) 〈省略〉	

料金表 目次 P41	第 2 表 工事に関する費用 6 6 第 1 工事費 6 6 ① 削除 6 6 1 適用 6 6 2 工事費の額 (短期専用契約を除く。) 6 8 ② 削除 6 8 1 削除 6 8 2 削除 6 8 第 2~第 3 (省略)	第 2 表 工事に関する費用 6 6 第 1 工事費 6 6 1 適用 6 6 2 工事費の額 6 8 第 2~第 3 (省略)																													
料金表 P57	第 6 その他の専用サービスに関する専用料 映像伝送サービス 1 適用 <table border="1" data-bbox="324 710 1086 1391"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(1)種類に係る料金の適用</td> <td>種類</td> <td>内容</td> </tr> <tr> <td>一般映像伝送サービス</td> <td>専らテレビジョンの白黒又はカラーの映像及びその映像に付随する音響を伝送するため、映像にあつては通常 60Hz から 4MHz まで、映像に付随する音響にあつては通常 50Hz から 15kHz (2チャンネル) までの周波数帯域を伝送することが可能な専用サービス</td> </tr> <tr> <td>広帯域映像伝送サービス</td> <td><省略></td> </tr> <tr> <td></td> <td>デジタル映像伝送サービス</td> <td>150Mb/s 専らテレビジョンのカラーの映像及びその映像に付随する音響を伝送するため、150Mbit/s 相当の符号を伝送することが可能な専用サービス</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容		(1)種類に係る料金の適用	種類	内容	一般映像伝送サービス	専らテレビジョンの白黒又はカラーの映像及びその映像に付随する音響を伝送するため、映像にあつては通常 60Hz から 4MHz まで、映像に付随する音響にあつては通常 50Hz から 15kHz (2チャンネル) までの周波数帯域を伝送することが可能な専用サービス	広帯域映像伝送サービス	<省略>		デジタル映像伝送サービス	150Mb/s 専らテレビジョンのカラーの映像及びその映像に付随する音響を伝送するため、150Mbit/s 相当の符号を伝送することが可能な専用サービス	第 6 その他の専用サービスに関する専用料 映像伝送サービス 1 適用 <table border="1" data-bbox="1108 710 1870 1391"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">(1)種類に係る料金の適用</td> <td>種類</td> <td>内容</td> </tr> <tr> <td>広帯域映像伝送サービス</td> <td><省略></td> </tr> <tr> <td>ハイビジョン映像伝送サービス</td> <td><省略></td> </tr> <tr> <td>双方向ハイビジョン映像伝送サービス</td> <td><省略></td> </tr> <tr> <td></td> <td>備考</td> <td> 1 広帯域映像伝送サービス及びハイビジョン映像伝送サービスについては、片方向サービスに限り提供しません。 また、双方向ハイビジョン映像伝送サービスについては、双方向サービスに限り提供します。 2 映像伝送サービスは、内容欄の用途のみに利用することができるものとします。 3 映像伝送サービスは、接続専用回線に係る専用サービスとしては提供しません。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容		(1)種類に係る料金の適用	種類	内容	広帯域映像伝送サービス	<省略>	ハイビジョン映像伝送サービス	<省略>	双方向ハイビジョン映像伝送サービス	<省略>		備考	1 広帯域映像伝送サービス及びハイビジョン映像伝送サービスについては、片方向サービスに限り提供しません。 また、双方向ハイビジョン映像伝送サービスについては、双方向サービスに限り提供します。 2 映像伝送サービスは、内容欄の用途のみに利用することができるものとします。 3 映像伝送サービスは、接続専用回線に係る専用サービスとしては提供しません。	削除:一般映像伝送サービスおよびデジタル映像伝送サービス提供終了による料金表の料金の適用の削除。
区分	内容																														
(1)種類に係る料金の適用	種類	内容																													
	一般映像伝送サービス	専らテレビジョンの白黒又はカラーの映像及びその映像に付随する音響を伝送するため、映像にあつては通常 60Hz から 4MHz まで、映像に付随する音響にあつては通常 50Hz から 15kHz (2チャンネル) までの周波数帯域を伝送することが可能な専用サービス																													
	広帯域映像伝送サービス	<省略>																													
	デジタル映像伝送サービス	150Mb/s 専らテレビジョンのカラーの映像及びその映像に付随する音響を伝送するため、150Mbit/s 相当の符号を伝送することが可能な専用サービス																													
区分	内容																														
(1)種類に係る料金の適用	種類	内容																													
	広帯域映像伝送サービス	<省略>																													
	ハイビジョン映像伝送サービス	<省略>																													
	双方向ハイビジョン映像伝送サービス	<省略>																													
	備考	1 広帯域映像伝送サービス及びハイビジョン映像伝送サービスについては、片方向サービスに限り提供しません。 また、双方向ハイビジョン映像伝送サービスについては、双方向サービスに限り提供します。 2 映像伝送サービスは、内容欄の用途のみに利用することができるものとします。 3 映像伝送サービスは、接続専用回線に係る専用サービスとしては提供しません。																													

	<table border="1"> <tr> <td>ハイビジョン映像伝送サービス</td> <td>〈省略〉</td> </tr> <tr> <td>双方向ハイビジョン映像伝送サービス</td> <td>〈省略〉</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>備考</p> <p>1 広帯域映像伝送サービス及びハイビジョン映像伝送サービスについては、片方向サービスに限り提供しません。</p> <p>また、デジタル映像伝送サービス及び双方向ハイビジョン映像伝送サービスについては、双方向サービスに限り提供します。</p> <p>2 映像伝送サービスは、内容欄の用途のみに利用することができるものとします。</p> <p>3 広帯域映像伝送サービス、デジタル映像伝送サービス、ハイビジョン映像伝送サービス、双方向ハイビジョン映像伝送サービスは、接続専用回線に係る専用サービスとしては提供しません。</p> </td> </tr> <tr> <td>(2)~(4)</td> <td>〈省略〉</td> </tr> </table>	ハイビジョン映像伝送サービス	〈省略〉	双方向ハイビジョン映像伝送サービス	〈省略〉	<p>備考</p> <p>1 広帯域映像伝送サービス及びハイビジョン映像伝送サービスについては、片方向サービスに限り提供しません。</p> <p>また、デジタル映像伝送サービス及び双方向ハイビジョン映像伝送サービスについては、双方向サービスに限り提供します。</p> <p>2 映像伝送サービスは、内容欄の用途のみに利用することができるものとします。</p> <p>3 広帯域映像伝送サービス、デジタル映像伝送サービス、ハイビジョン映像伝送サービス、双方向ハイビジョン映像伝送サービスは、接続専用回線に係る専用サービスとしては提供しません。</p>		(2)~(4)	〈省略〉	<table border="1"> <tr> <td>(2)~(4)</td> <td>〈省略〉</td> </tr> </table>	(2)~(4)	〈省略〉					
ハイビジョン映像伝送サービス	〈省略〉																
双方向ハイビジョン映像伝送サービス	〈省略〉																
<p>備考</p> <p>1 広帯域映像伝送サービス及びハイビジョン映像伝送サービスについては、片方向サービスに限り提供しません。</p> <p>また、デジタル映像伝送サービス及び双方向ハイビジョン映像伝送サービスについては、双方向サービスに限り提供します。</p> <p>2 映像伝送サービスは、内容欄の用途のみに利用することができるものとします。</p> <p>3 広帯域映像伝送サービス、デジタル映像伝送サービス、ハイビジョン映像伝送サービス、双方向ハイビジョン映像伝送サービスは、接続専用回線に係る専用サービスとしては提供しません。</p>																	
(2)~(4)	〈省略〉																
(2)~(4)	〈省略〉																
<p>料金表 P59</p>	<p>2 料金額</p> <p>(1)一般映像伝送サービスに関するもの</p> <p>ア 基本回線専用料</p> <p>(ア)中継回線の部分(中継回線専用料)</p> <p style="text-align: right;">中継回線 1 回線ごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">料金額(月額)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(税込額)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>片方向のもの</th> <th>双方向のもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15km までのもの</td> <td>1,400,000 円 (1,540,000 円)</td> <td>1,900,000 円 (2,090,000 円)</td> </tr> <tr> <td>30km "</td> <td>1,600,000 円 (1,760,000 円)</td> <td>2,150,000 円 (2,365,000 円)</td> </tr> </tbody> </table>	単位	料金額(月額)		(税込額)			片方向のもの	双方向のもの	15km までのもの	1,400,000 円 (1,540,000 円)	1,900,000 円 (2,090,000 円)	30km "	1,600,000 円 (1,760,000 円)	2,150,000 円 (2,365,000 円)	<p>2 料金額</p> <p>(1) 削除</p> <p>ア 削除</p>	<p>削除:一般映像伝送サービス提供終了による料金表の削除。</p>
単位	料金額(月額)																
	(税込額)																
	片方向のもの	双方向のもの															
15km までのもの	1,400,000 円 (1,540,000 円)	1,900,000 円 (2,090,000 円)															
30km "	1,600,000 円 (1,760,000 円)	2,150,000 円 (2,365,000 円)															

回線距離	45km "	1,780,000 円 (1,958,000 円)	2,400,000 円 (2,640,000 円)
	60km "	1,950,000 円 (2,145,000 円)	2,650,000 円 (2,915,000 円)
	90km "	2,150,000 円 (2,365,000 円)	3,000,000 円 (3,300,000 円)
	120km "	2,350,000 円 (2,585,000 円)	3,400,000 円 (3,740,000 円)
	180km "	2,650,000 円 (2,915,000 円)	4,000,000 円 (4,400,000 円)
	240km "	2,850,000 円 (3,135,000 円)	4,400,000 円 (4,840,000 円)
	240km を超えるもの	3,500,000 円 (3,850,000 円)	4,900,000 円 (5,390,000 円)

(イ) 端末回線の部分(端末回線専用料)

端末回線 1 回線ごとに

単位		料金額(月額) (税込額)	
		短期専用契約 以外のもの	短期専用契約 のもの
500m までごと に	片方向のもの	10,000 円 (11,000 円)	15,000 円 (16,500 円)
	双方向のもの	20,000 円 (22,000 円)	30,000 円 (33,000 円)

P60	イ 加算額					イ 削除	
	料金種別	単位	区分	料金額(月額)			
				(税込額)			
	(ア)線路設置専用料	専用回線の各終端につき 100mまでごとに	片方向のもの	短期専用契約以外のもの 500円 (550円)	短期専用契約のもの 750円 (825円)		
			双方向のもの	1,000円 (1,100円)	1,500円 (1,650円)		
	(イ)異経路の線路専用料	-	-	別に算定する実費			
	(ウ)回線接続装置専用料	1台ごとに	片方向のもの	18,000円 (19,800円)	27,000円 (29,700円)		
双方向のもの			36,000円 (39,600円)	54,000円 (59,400円)			
(エ)配線設備専用料	1配線ごとに	片方向のもの	1,000円 (1,100円)	1,500円 (1,650円)			
		双方向のもの	2,000円 (2,200円)	3,000円 (3,300円)			
備考 別に算定する実費の算定方法については、料金表通則に定めるところによります。							
P61	(2) 〈省略〉					(2) 〈省略〉	

P62

(3)デジタル映像伝送サービスに関するもの
 ア 基本回線専用料
 (ア)中継回線の部分 (中継回線専用料)
 中継回線 1 回線ごとに

距離区分		料金額 (月額)	
		(税込額)	
		双方向のもの	
回線距離	15 km までのもの	2,820,000 円	(3,102,000 円)
	30 "	3,590,000 円	(3,949,000 円)
	45 "	4,270,000 円	(4,697,000 円)
	60 "	5,140,000 円	(5,654,000 円)
	90 "	5,970,000 円	(6,567,000 円)
	120 "	6,760,000 円	(7,436,000 円)
	180 "	7,840,000 円	(8,624,000 円)
	240 "	8,930,000 円	(9,823,000 円)
	240km を超えるもの	9,920,000 円	(10,912,000 円)

(イ)端末回線の部分 (端末回線専用料)

料金種別	単位	料金額(月額)	
		(税込額)	
		双方向のもの	
基本料	端末回線 1 回線ごとに	229,000 円	(251,900 円)
加算料	端末回線 1 回線につき 500m までごとに	16,000 円	(17,600 円)

(3) 削除

削除:デジタル映像伝送サービス提供終了による料金表の削除。

P63~64	イ 加算額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>料金種別</th> <th>単位</th> <th>区分</th> <th>料金額(月額) (税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア)線路設置専用料</td> <td>専用回線の各終端につき100mまでごとに</td> <td>双方向のもの</td> <td>1,000円 (1,100円)</td> </tr> <tr> <td>(イ)異経路の線路専用料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>別に算定する実費</td> </tr> <tr> <td>(ウ)回線接続装置専用料</td> <td>1台ごとに</td> <td>双方向のもの</td> <td>218,000円 (239,800円)</td> </tr> <tr> <td>(エ)配線設備専用料</td> <td>1配線ごとに</td> <td>双方向のもの</td> <td>2,000円 (2,200円)</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> 備考 別に算定する実費の算定方法については、料金表通則に定めるところによります。 </td> </tr> </tbody> </table>				料金種別	単位	区分	料金額(月額) (税込額)	(ア)線路設置専用料	専用回線の各終端につき100mまでごとに	双方向のもの	1,000円 (1,100円)	(イ)異経路の線路専用料	-	-	別に算定する実費	(ウ)回線接続装置専用料	1台ごとに	双方向のもの	218,000円 (239,800円)	(エ)配線設備専用料	1配線ごとに	双方向のもの	2,000円 (2,200円)	備考 別に算定する実費の算定方法については、料金表通則に定めるところによります。				(4)~(5) 〈省略〉	(4)~(5) 〈省略〉	
	料金種別	単位	区分	料金額(月額) (税込額)																											
	(ア)線路設置専用料	専用回線の各終端につき100mまでごとに	双方向のもの	1,000円 (1,100円)																											
	(イ)異経路の線路専用料	-	-	別に算定する実費																											
	(ウ)回線接続装置専用料	1台ごとに	双方向のもの	218,000円 (239,800円)																											
	(エ)配線設備専用料	1配線ごとに	双方向のもの	2,000円 (2,200円)																											
備考 別に算定する実費の算定方法については、料金表通則に定めるところによります。																															
料金表 P66~67	第2表 工事に関する費用 第1 工事費 ① 削除 1 適用 〈省略〉 2 工事費の額 (短期専用契約を除く。)	第2表 工事に関する費用 第1 工事費 1 適用 〈省略〉 2 工事費の額 表〈省略〉	削除：一般映像伝送サービス提供終了による短期専用契約工事費の削除。 ①②の区分け削除。																												
P68	表〈省略〉 ※ 上記工事に伴い、引込柱以降において建柱等特別な工事を要する場合には、実費を支払っていただきます。この場合の実費の算定方法	※ 上記工事に伴い、引込柱以降において建柱等特別な工事を要する場合には、実費を支払っていただきます。この場合の実費の算定方法は、料金表通則に定める設備費の場合に準ずるものとします。																													

	<p>法は、料金表通則に定める設備費の場合に準ずるものとします。 短期専用契約の場合の工事費は、上記工事費の額と同額とします。</p> <p>② 削除 1 削除 2 削除</p>																																																			
別表 P76	<p>別表 基本的な技術的事項</p> <p>1~5 〈省略〉</p>	<p>別表 基本的な技術的事項</p> <p>1~5 〈省略〉</p>	<p>削除：一般映像伝送サービスおよびデジタル映像伝送サービス提供終了による基本的な技術的事項の削除。</p>																																																	
P77	<p>6 映像伝送サービス</p> <p>(1) 当社が回線接続装置を提供しない場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">品目等</th> <th>物理的条件</th> <th>相互接続回路</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般映像伝送サービス</td> <td>映像</td> <td>接続コネクタ F01 形単心光ファイバコネクタ (JIS C5970)</td> <td>光出力パワー +1.0dBm 以下</td> </tr> <tr> <td>音響</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">広帯域映像伝送サービス</td> <td>映像</td> <td>接続コネクタ F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS C5973)</td> <td>光出力パワー +8.5dBm 以下</td> </tr> <tr> <td>音響</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">デジタル映像伝送サービス (150Mb/s)</td> <td>映像</td> <td>接続コネクタ F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS C5973)</td> <td>光出力パワー +3dBm 以下</td> </tr> <tr> <td>音響</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ハイビジョン映像伝送サービス</td> <td>映像</td> <td>接続コネクタ F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS C5973)</td> <td>光出力パワー +3dBm 以下</td> </tr> <tr> <td>音響</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品目等		物理的条件	相互接続回路	一般映像伝送サービス	映像	接続コネクタ F01 形単心光ファイバコネクタ (JIS C5970)	光出力パワー +1.0dBm 以下	音響			広帯域映像伝送サービス	映像	接続コネクタ F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS C5973)	光出力パワー +8.5dBm 以下	音響			デジタル映像伝送サービス (150Mb/s)	映像	接続コネクタ F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS C5973)	光出力パワー +3dBm 以下	音響			ハイビジョン映像伝送サービス	映像	接続コネクタ F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS C5973)	光出力パワー +3dBm 以下	音響			<p>6 映像伝送サービス</p> <p>(1) 当社が回線接続装置を提供しない場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">品目等</th> <th>物理的条件</th> <th>相互接続回路</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">広帯域映像伝送サービス</td> <td>映像</td> <td>接続コネクタ F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS C5973)</td> <td>光出力パワー +8.5dBm 以下</td> </tr> <tr> <td>音響</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ハイビジョン映像伝送サービス</td> <td>映像</td> <td>接続コネクタ F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS C5973)</td> <td>光出力パワー +3dBm 以下</td> </tr> <tr> <td>音響</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品目等		物理的条件	相互接続回路	広帯域映像伝送サービス	映像	接続コネクタ F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS C5973)	光出力パワー +8.5dBm 以下	音響			ハイビジョン映像伝送サービス	映像	接続コネクタ F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS C5973)	光出力パワー +3dBm 以下	音響		
品目等		物理的条件	相互接続回路																																																	
一般映像伝送サービス	映像	接続コネクタ F01 形単心光ファイバコネクタ (JIS C5970)	光出力パワー +1.0dBm 以下																																																	
	音響																																																			
広帯域映像伝送サービス	映像	接続コネクタ F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS C5973)	光出力パワー +8.5dBm 以下																																																	
	音響																																																			
デジタル映像伝送サービス (150Mb/s)	映像	接続コネクタ F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS C5973)	光出力パワー +3dBm 以下																																																	
	音響																																																			
ハイビジョン映像伝送サービス	映像	接続コネクタ F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS C5973)	光出力パワー +3dBm 以下																																																	
	音響																																																			
品目等		物理的条件	相互接続回路																																																	
広帯域映像伝送サービス	映像	接続コネクタ F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS C5973)	光出力パワー +8.5dBm 以下																																																	
	音響																																																			
ハイビジョン映像伝送サービス	映像	接続コネクタ F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS C5973)	光出力パワー +3dBm 以下																																																	
	音響																																																			

	(2) 当社が回線接続装置を提供する場合				(2) 当社が回線接続装置を提供する場合				
	品目等		物理的条件		相互接続回路		相互接続回路		
	一般映像伝送サービス	映像	送信	BNC-P-同軸コネクタ	送信電圧 1.0Vp-p 以下		85±5dBμV		
			受信		受信電圧 1.0V±0.1V				
		音響	送信	XLR-3-32	信号レベル 0 dBm 以下				
			受信	XLR-3-31					
	広帯域映像伝送サービス	屋内設置型	F型高周波同軸コネクタ (EIAJ RC-5220 C12型)		85±5dBμV				
			屋外設置型		FT型高周波同軸コネクタ (EIAJ RC-6014 C14型)		85±5dBμV		
デジタル映像伝送サービス (150Mb/s)	映像	接続コネクタ F04形単心光ファイバコネクタ (JIS C5973)		光出力パワー -8dBm 以下					
	音響								
ハイビジョン映像伝送サービス	映像	接続コネクタ BNCコネクタ		800mVp-p±10% 75Ω不平衡					
	音響								
	<p>(注) 信号方向 送信：端末設備等→回線接続装置 受信：回線接続装置→端末設備等</p>								
付則 P92	〈なし〉				付則 (実施期日) 1 この改正規定は、2026年4月1日から実施します。				追加:付則の追加。

		<p>(経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施の際現に、この改正規定実施前の規定により提供した電気通信サービスの料金その他債務については、この改正規定実施の日において、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 この改正規定実施の際現に、この改正規定実施前の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いは、この改正規定実施の日において、なお従前のとおりとします。</p>	
--	--	--	--